

議案第二百二十二号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により本議会の議決を求める。

昭和四十五年九月二十四日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十五年九月二十四日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「及び食卓料の七種とし、その額は、別表第二のとおりとする。」を「食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当の十三種とし、内国旅行の旅費の額は、別表第二、外国旅行の旅費の額は、国家公務員の例による。」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二 内国旅行の旅費

- 一 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料

